

国際運転免許証 取扱い開始について

国際運転免許証とは

ジュネーブ条約の加盟国かつジュネーブ条約に基づき発行された形式の運転免許証を指します。有効期限は、発給日から1年間です。更新制度はありません。
※例外として日本が認めた特定の6カ国に限りそれぞれの自国の運転免許証に日本語翻訳文を添付することで運転が可能です。
(有効期限は、それぞれの運転免許証の有効期限内かつ、日本に上陸した日より1年間)

国際運転免許証での予約受付条件

- 1.国際運転免許証を持っている一時帰国の日本人・日本在住の外国人等
日本語でのコミュニケーションが出来る方を対象とします。
(HPや帳票類の外国語版は作成しません)
 - 2.契約者が日本でつながる携帯電話番号を持っている事
 - 3.クレジットカード決済必須(WEB事前決済または店頭クレジットカード決済を必須とします)
- なお、緊急連絡先は滞在先のホテルや実家、知人宅も可。会員登録は行わず、価格はニコレンメイト価格とします。

予約ルート

- 1.WEBサイト(ニコパスは対象外)
- 2.店頭受付
- 3.店舗電話受付
- 4.予約受付センター(CC)

店頭での受付

- 1.国際運転免許証(必要な場合は翻訳文も)
- 2.パスポート
- 3.クレジットカード(店頭決済の場合)

貸渡時に必ず、以下の2点をご確認ください。
・1年以上滞在しているか
・住民票登録もしくは在留カードは発行されているか
※詳しくは次ページ

店頭受付の基本的なオペレーションは変わりません。

国際運転免許証+パスポート(必要な場合は翻訳文)の確認及びコピーが必要となります。

(パスポートは個人情報が入っているページをコピーしてください)

支払いがクレジットカードのみとなるため、本人確認はクレジットカード決済となります。

会員登録も行わないため会員カード発行不要です。

※万が一日本語でのコミュニケーションが取れない方が来店した場合は
本部へご相談下さい。

国際運転免許証の注意点

国際運転免許証の注意点

【国際運転免許証】

日本で運転するためには、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証であることと、パスポートの同時提示が必要です。

※国際運転免許証の有効期限は発行から1年(発行年月日を必ず確認)かつ、日本での運転有効期限は日本に入国した日より1年間(パスポートの日本国上陸年月日の証印により確認)です。

※パリ条約(1926)、ワシントン条約(1943)、ウィーン条約(1968)加盟国で取得した国際運転免許証での運転は、日本国内では認められていません。

【自国の運転免許証+日本語翻訳文】

例外として日本が認めた特定の6カ国(スイス・ドイツ・フランス・ベルギー・モナコ・台湾)については自国の運転免許証と免許証の日本語翻訳文およびパスポートの同時提示が必要です。

※日本語の翻訳文は本人の申請に基づき、それぞれの国の在日大使館・領事館、またはJAF<(社)日本自動車連盟>が発行した翻訳文が必要です。

※台湾はJAF<(社)日本自動車連盟>、日本台湾交流協会、ジップラス株式会社が発行した翻訳文が必要です。

※日本での運転有効期限は、上記の自国の運転免許証の有効期限内かつ、日本に入国した日より1年間(パスポートの日本国上陸年月日の証印により確認)です。

【共通の注意点】←重要

日本の住民基本台帳に記録されている方(住民票登録、在留カード所持している方など)が、日本を出国後3ヶ月に満たない期間内に再入国した場合は、その再入国の日は「入国した日(日本での運転有効期限の起算日)」にはなりません。

【参考ページ】警察庁公式サイト:外国の運転免許証をお持ちの方が日本で運転する場合

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/have_DL_issued_another_country.html

日本で運転が認められている 免許証 2種類

日本国内で運転が認められる運転免許証

日本で運転するには「国際運転免許証」もしくは「自国の運転免許証(特定国に限る)+日本語翻訳文」が必要です。次のいずれかの免許証を所持している必要があります。

■ 国際運転免許証

ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき
発行された型式のもの

■ 自国の運転免許証+日本語翻訳文

スイス連邦・ドイツ連邦共和国・
フランス共和国・ベルギー王国・
モナコ公国・台湾
以上6カ国



運転可能判断確認のチェックフロー

step 1	パスポートの確認
☐ 顔写真と本人の確認 ☐ 運転ができる期間の確認	

▼OK

▼OK

step 2-A	国際運転免許証の確認
☐ ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された形式のものであるか ☐ 有効期限 ☐ 顔写真と本人 ☐ 運転車両条件	

▼OK

step 2-B	自国の運転免許証+日本語訳文の確認
☐ 特定の6カ国 ☐ 指定の期間が発行した日本語翻訳文があるかの確認 ☐ 有効期限 ☐ 顔写真と本人 ☐ 運転車両条件	

▼OK

日本国内で運転可能

国際運転免許証の有効期限

有効なのは、次のいずれか短い期間です。

- ・「国際運転免許証の発給日」から1年間
- ・「日本入国日」から1年間 →原則は今回の入国日だが、例外あり※

確認方法

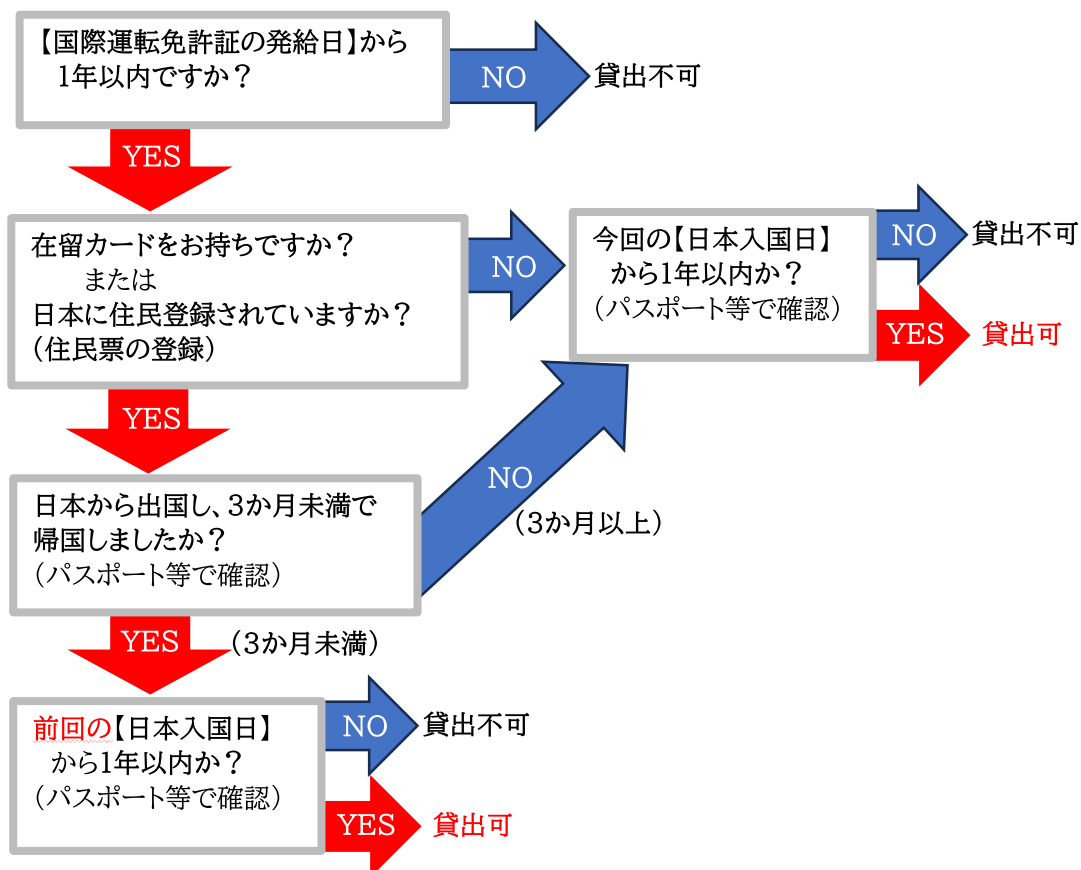
- ・国際運転免許証：発給日から1年以内か？
- ・パスポート：入国日から1年以内か？

※例外（入国日）

住民基本台帳に記録されている方が出国後3か月未満で帰国した場合は、
帰国日の入国日は無効。

➡ その場合、前回の入国日から1年以内か？を確認。

確認フローチャート



step
2-A

パスポート+国際運転免許証でOK

■ 国際運転免許証

ジュネーブ条約加盟国がジュネーブ条約に基づき発行された型式のもの



国際運転免許証の確認

- ① サイズ:横148×105mmですか?
- ② 色:グレーですか? (他の色の国もあります)
- ③ 発給国:ジュネーブ条約加盟国ですか?
- ④ 条約名:「CONVENTION ON ROAD TRAFFIC OF 19 SEPTEMBER 1949」ですか?
- ⑤ 有効期限:発給年月日から1年間以内ですか?
- ⑥ 必要事項:姓・名・出身地・生年月日・住所は記載されていますか?
- ⑦ 写真:顔写真は本人ですか?
- ⑧ 運転可能車両区分:A・Bまでスタンプが押してありますか?

※ほぼ原寸大です。

■ 国際運転免許証の運転車両可能区分

区分	運転することができる車両	必要な日本の免許
A	二輪の自動車(側車付きのものを含む。)、身体障害者車両及び空車状態における重量が400kg(900ポンド)を超えない三輪の自動車	大型自動二輪(AT限定含む)・普通自動二輪免許(AT限定・小型限定含む)
B	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえない座席を有する自動車又は貨物運送の用に供され、許容最大重量が3,500kg(7,700ポンド)をこえない自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種大型自動車・中型自動車・普通自動車免許(AT限定含む)第二種大型自動車・中型自動車・普通自動車免許(AT限定含む)
C	貨物運用の用に供され、許容最大重量が3,500kg(7,700ポンド)をこえる自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種大型自動車・限定無し中型自動車免許第二種大型自動車・限定無し中型自動車免許
D	乗用に供され、運転者席のほかに8人分をこえる座席を有する自動車。この種類の自動車には、軽量の被牽引車を連結することができる。	第一種大型自動車・限定無し中型自動車免許第二種大型自動車・限定無し中型自動車免許
E	運転者が免許をうけたB、C又はDの自動車に軽量の被牽引車以外の被牽引車を連結した車両	第一種牽引免許第二種牽引免許

※A・BまでスタンプがあればOK

step
2-B

パスポート+自国の運転免許証 +日本語翻訳文でOK

■ 自国の運転免許証+日本語翻訳文

スイス連邦・ドイツ連邦共和国・フランス共和国・ベルギー共和国・
モナコ公国・台湾 の6カ国



パスポート



自国の運転免許証



日本語翻訳文

■ 自国の運転免許証

【スイス】



【ドイツ】



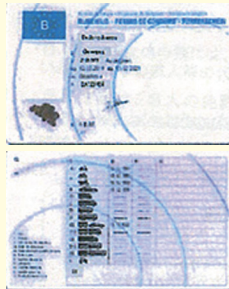
【フランス】



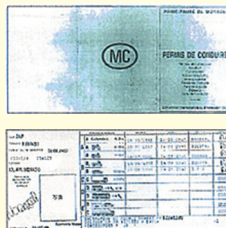
【台湾】



【ベルギー】



【モナコ】



■ パスポート

【スイス】



【ドイツ】



【フランス】



【台湾】



【ベルギー】



【モナコ】



■ 日本語翻訳文

SAMPLE	
日本語による翻訳文 JAPANESE TRANSLATION	
氏名 (NAME)	GERMANY EINSTEIN
性別 (SEX)	記載なし
生年月日 (DATE OF BIRTH)	1978年2月2日
発給国 (ISSUING COUNTRY/ PLACE)	ドイツ連邦共和国
発給所 (ISSUING AUTHORITY)	アーンヘン市運転免許局
当該免許で運転可能な自動車等の種類 (VEHICLE CATEGORIES FOR WHICH THIS LICENSE IS VALID)	別紙参照 (AM, B, L)
免許証番号 (LICENSE NO.)	J121D4X7890
免許証交付年月日 (DATE OF ISSUE)	2013年1月28日
免許証の有効期限 (VALIDITY PERIOD)	2028年1月27日
免許の条件 (OTHER INFORMATION)	別紙参照 (クラスRL-20)
備考 (REMARKS)	取得日: クラスRL-2013年1月28日 クラスAM-2013年2月15日

上記の各項目は当該外国運転免許証の内容を翻訳したものです。
The above items were translated into Japanese from a foreign driver's license.

© 2013 株式会社 日本自動車連盟

一般社団法人 日本自動車連盟

〇〇支隊
連盟花子

ニコニコレンタカーで 貸渡し可能な国一覧

一覧表

※赤字は各国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付することで運転可能な国となります

1. アイスランド	26. スリランカ	51. フィリピン
2. アイルランド	27. スロバキア	52. フィンランド
3. アメリカ合衆国	28. スロベニア	53. フランス
4. アラブ首長国連邦	29. セネガル	54. ベナン
5. アルゼンチン	30. タイ	55. ペルー
6. イギリス	31. 大韓民国	56. ベルギー
7. イスラエル	32. 台湾	57. ポーランド
8. イタリア	33. チェコ共和国	58. ポルトガル
9. インド	34. チュニジア	59. 香港
10. ウガンダ	35. チリ	60. マカオ
11. エクアドル	36. デンマーク	61. マダガスカル
12. エジプト	37. ドイツ	62. マラウイ
13. オーストラリア	38. ドミニカ共和国	63. マリ
14. オーストリア	39. トルコ	64. マルタ
15. オランダ	40. ナミビア	65. マレーシア
16. カナダ	41. ニジェール	66. モナコ
17. キプロス	42. ニューージーランド	67. モロッコ
18. ギリシャ	43. ノルウェー	68. ヨルダン
19. クロアチア	44. バチカン	69. ラオス人民共和国
20. サンマリノ	45. パプアニューギニア	70. ルーマニア
21. ジャマイカ	46. パラグアイ	71. ルクセンブルク
22. シンガポール	47. バルバドス	72. レバノン
23. スイス	48. ハンガリー	
24. スウェーデン	49. バングラデシュ	
25. スペイン	50. フィジー	

警察庁HPを参照

https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/have_DL_issued_another_country.html

ニコニコレンタカーでは警察庁にて調査の上、「ジュネーブ条約に加入かつジュネーブ様式で国際運転免許証を発行していると写真で確認が取れている国」と「翻訳文を添付することにより、運転することができる国」を対象としております。